

鳥取市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月25日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第17号

鳥取市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取市漁港管理条例施行規則（平成16年鳥取市規則第164号）の一部を次のように改正する。

第10条ただし書中「漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林水産省令第47号）第8条の2」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第47号）第17条」に改める。

様式第9号中「漁港漁場整備法施行規則」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律施行規則」に、「第8条の2」を「第17条」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。